

令和3年4月30日

県立加茂農林高等学校  
生徒、保護者の皆様

県立加茂農林高等学校長

令和2年度の本校いじめ認知件数について（お知らせ）

昨年度、いじめ防止対策推進法はいじめの定義（下記参照）に基づき、本校でいじめ事案として認知した件数は36件でした。各事案は解決していますが、継続的な見守り面談等を行っています。

今後も、本校のいじめ防止基本方針に基づき、未然防止・早期発見に努め、いじめを許さない、見逃さない学校づくりに向け取り組み、教育相談体制を充実させ、組織的な対応をしてまいります。どうぞ皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本校のいじめ認知状況等について、ご不明な点がございましたら、学校まで、連絡願います。

【参考】

「いじめ防止対策推進法」

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。